

# 名古屋城眺望景観保全について平成31年4月1日から施行されます

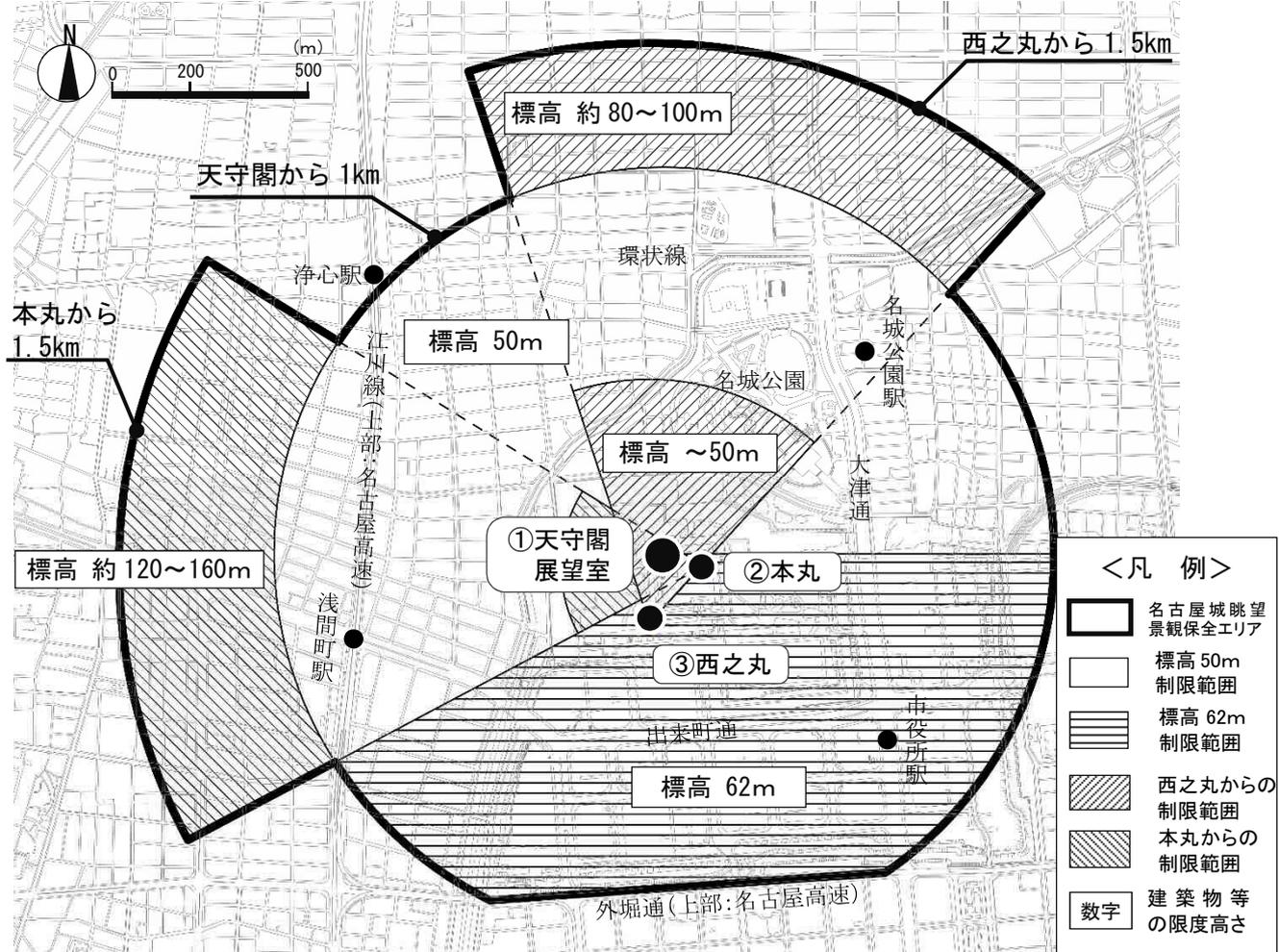
・大規模建築物・大規模工作物については、通常の景観形成基準に加え以下のような新たな制限が追加されます。

## ア 高さに関する制限

名古屋城眺望景観保全エリアにおいては、建築物の各部分の高さ(注)又は工作物の高さは、以下の場合を除き、建築又は設置される位置に応じて、下図による限度高さ以下とする。

- ・ 天守閣の背後に隠れる等により、各眺望点より視認されないことが確認できる場合(背景景観の保全にかかる高さの制限に限る。)
- ・ 緊急時・災害時に必要となるなど、公益的な施設で、市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、必要最小限の範囲でやむを得ないと認めた場合
- ・ 市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、眺望を阻害しないと認めた場合

(注) 建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さも算入します。



天守閣からの距離	$L = \sqrt{\{(X + 90319.386)^2 + (Y + 24369.630)^2\}} \text{ (m)}$
----------	--------------------------------------------------------------------

各区域の建築物及び工作物の各部分の限度高さH(標高)は以下のとおりとする。	
標高 50m制限範囲	H=50(m)
標高 62m制限範囲	H=62(m)
西之丸からの制限範囲	$H = 0.058595 \times L_1 + 14.213 \text{ (m)}$ $L_1 = \sqrt{\{(X_1 + 90498.839)^2 + (Y_1 + 24408.028)^2\}} \text{ (m)}$
本丸からの制限範囲	$H = 0.093526 \times L_2 + 15.709 \text{ (m)}$ $L_2 = \sqrt{\{(X_2 + 90351.645)^2 + (Y_2 + 24266.730)^2\}} \text{ (m)}$

(注) X,Y 座標は平面直角座標系(7系)、標高は東京湾平均海面(TP)を基準、Lは眺望点から計画地の建築物、工作物の各部分までの距離、X、Yは計画地の建築物、工作物の各部分の座標とする。

### 平面直角座標系(7系)によるXY座標

眺望点	X座標	Y座標	標高(m)	範囲の中心	視野角
天守閣	-90319.386	-24369.63	53.73	大天守と小天守の中心	360°
本丸	-90351.645	-24266.73	15.709		60°
西之丸	-90498.839	-24408.028	14.213	大天守の中心	60°

### イ 形態意匠に関する制限

対象範囲	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲												
外観	建築物又は工作物の外観の色彩は、色相ごとに下表の彩度以下とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>色相</th> <th>彩度の上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>R(赤)又はYR(橙)系</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Y(黄)系</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、以下の場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセントとして壁面ごとに10%以下の面積で使用する場合</li> <li>・自然素材に彩色を施さず使用する場合</li> <li>・天守閣展望室から見た時に裏側になる等により、視認されない部分に使用する場合(上表の区分2又は3の場合に限る。)</li> </ul>	区分	色相	彩度の上限値	1	R(赤)又はYR(橙)系	6	2	Y(黄)系	4	3	その他	2
	区分	色相	彩度の上限値										
1	R(赤)又はYR(橙)系	6											
2	Y(黄)系	4											
3	その他	2											
附属施設	建築物又は工作物の照明は、点滅するもの、輝度が変化するもの、表示に動きのあるものや夜景を阻害する高輝度のものは設置しない。ただし、以下の場合はこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の法令等で設置が義務付けられている場合</li> <li>・名古屋の魅力向上に資するもので、期間限定で市長が特に認めた場合</li> <li>・市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、眺望を阻害しないと認めた場合</li> </ul>												